

○北村暢君　いま概略の説明がありました、航空審議会の答申を得て、その答申を尊重するといふ考え方で進められるんだろうと思うのですが、その石坂さんと植村さんの両所にあつせんを依頼しなければならなかつた理由は一体どういう点にあるのかですね、この点をひとつお聞かせ願いたい。

○國務大臣(中村寅太君) 私は、航空企業の集約化といいますか、航空事業にマッチした体制を整えるための一體化等につきましては、これは原則として企業に携わっておる人たちが相互に自主的に話し合うことが好ましい、政府があまりこれに関与することはできないだけ避けたいと、こういう考え方を持ちましたのであります。そこで先ほど局長も言いましたように、各企業者の責任者が協力を呼んで大体の方向を申し上げて、各企業者が協調して、この方向で集約化の実現を急いでもらいたいということを申し渡しますと同時に、やはりそれぞれ企業の立場から利害等が相反する面等もござりますので、集約化の結果を急いでいきますためにも、一つの、あつせん人と言いますが、世話をすることを端的に申しますと、経済界の長老である御両所にその世話を一任したがいいと、かよろこびに考えてお話しをお願いいたしましたようならうに考えてお話しをお願いいたしましたような次第であります。

○北村暢若 一応あつせん案というものが報告されたわけでありますから、その際に、国際線を日航が将来担当する、国内線についてはなるべく企業を合同してやっていったらよからう、こういうのが答申の内容であつたように説明がありましたが、この日航と国内航空との合併について、大体、あつせん案では話がつくという見通し、これがついたのかどうなのか。しかも、国内航空は、これは相当な赤字をかかえているわけですね。そういう赤字をかかえているものが、いわば日本航空という政府出資を伴つておる特殊会社と言いましょうか、そういうものに吸収するというような

点について、国内航空の側においても、いろいろ幹部等において辞表を提出する等の問題があつたようですが、大体、これの話はつく見通しのなかどうなのか。あつせん案において、ですかね。そういう見通しに立っておられるかどうか。
それから全日空が企業合同に対しても非常に難色を示したようですが、この将来の長い構想としての国際線と国内線とを担当する面について、全日空はどういう考え方を持っているのか。この全日空が、一社の方向に持っていくことについて、官僚統制になる危険があるということ非常に強く反対をしているようあります。その辺の事情と、あつせん案等の実現性、可能性の見通し等について、御説明をいただきたいと思います。

○國務大臣(中村寅太君) 日本航空と国内航空との一体化は、いますぐやることではなくして、四、五年間協調体制を整えながら、国内航空はみずから体質を強化する、そして強化した後に一体化を考えていこう。こういうふうにいたしまして、合併を目指にしてすべての一体化体制を整えていく。こういうことでございまして、その見通しは、これは両社とも、大体認めておるよう、かように考えております。

それから全日空のほうがこの一体化に反対の意向であるということは、これは直接私は石坂さんに向こうの首脳部にお会いになつたあと、直接石坂さんからは聞いていないのでござりますけれども、大体、人を通じて承りますと、二つあるようでございます。一つは官僚統制にくくということをきらう。それからもう一つは、国内航空と一緒にやるのはどうも望まない意向があるようであります。この全日空が官僚統制になるとかいうようなことを言われたといふのは、石坂世話を役はもう一本に合併したらどうか、こうしたことをお話しになつたのではないか、かように考えておるわけでございます。これは石坂さんから直接私はまだ聞いたわけではございませんが、しかし、私は、国内幹線の運航を一体化して、そうして安全

運航の確保の体制をつくるということについての見ますと、やはり、一体化して航空事業に合う一つの賃給の体制をつくらなければこれはならないという客観的な情勢にあるように思いますので、これは反対はしないと思います。多少異議がありましても、できるだけ相談をして、国内幹線等は運航の一体化あるいは整備機構の一体化等はぜひやつてもらおう必要がある、かように考えております。

○北村暢君 大体、この狭いところに数社あって、しかも非常に安全性を要求される航空事業でありますから、官僚統制という面については、これは注意しなければならないけれども、方向としては私はやはり、相当官僚統制にならない範囲で行政指導は強化されなければならない。また、企業の内容等を見ましても、まあどうやらといらるのは日本航空くらいなもので、全日空も事故のために相当に収支関係は悪いようですし、他の会社、企業についても、必ずしも経営内容といらものはよくないようであります。そういうことを無理して、経営改善ということがなされないで、過当競争のようになるなど、ひいてはやはり、航空の安全性といふものが犠牲になつてしまふ、こういうことなんで、これは私は、放置できない問題じやないかと思うのですね。何といつてもやはり、企業内容もそうですが、運輸省の行政指導としては、安全の確保ということが私は、今日、非常に強く要請せられておる世論だとしかし、今日の段階では、過当競争のために安全性が犠牲になるというきらいが非常に強くあるのじやないかと思うのですが、こういう点についての指導上の基本的な考え方というものは、航空行

政において、一体どのように考えておられるのか。そうして大臣の説明を聞くと、今後における企業合併その他についても相当長い期間かかるようなことのようです。特に国際線と国内線との問題の処理については、あまりはつきりした見通しといふものも伺えなかつたように思いますが、そちら辺を含めて、基本的な航空行政の方についてどのように考えておられるのか。また、時期的な問題として、どうように考えておられるのか。この点、ひとつお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(中村寅太君) 国際線と国内線、昨年末の航空審議会の答申の内容は、将来のあり方としては、国内線二社、国際線一社ぐらいが好ましいということござりますが、御承知のように、日本の航空事業の実態は、国際線は日本航空が一本でやつておりますが、国内線のうちの幹線もやはり日本航空が非常に大きな比重を持っておるという実態がございますので、これを一社にするということならまだあるいは可能性が強いかもしれませんけれども、一社にするということになると分けるといふのはむずかしいわけでございます。そういうことがござりますので、早急に一気かせりますと、日本航空そのものを国際線と国内線に一本にするというようなことを非常にむずかしいわけでございます。将来の一つの方としては、国際は、これはもちろん一社でいくということになつておるのであります。国内は二社、答申が二社が好ましいということございまして、昨年、この春の航空事故が引き続いて起きましたそういう中から、日本の弱い航空企業としては一本がいいのではないかという、いわゆる一本論といふのも相当強く出てまいりました。いろいろ議論されたところでございますが、なかなかそう一本にすぐにとどくようなこともあります。一気に合併してしまうといふようなことも、企業そのものの実態等から簡単にまりませんので、少しこれにやはり時間をかけなければならぬ、会社の合併というようなことは、しかし、事

110

○政府委員(佐藤光夫君) ちょっと御説明が足りなかつたかと思いますが、協定上は双方南回りを認めておりまして、現に運航いたしておるわけでございます。ただ、いま御質疑は、フランスが中國本土を経由する場合に、協定上どうなるかという基本的な御説明を申し上げたわけでございますが、これにつきましては、日仏双方の路線について中国本土を経由することは協定の基本に入っていますが、この実施を双方協議してきめるということに相なっておりますので、将来日本が日中國の航空協定その他の方法によりまして、現実に中国の本土の地点をわが国の指定航空事業である日本航空が現実に運航できる状態になるときに、初めてわがほうもフランスの中国經由日本という路線を相互に協定上認める立場になるという事情を御説明申し上げたわけであります。

○北村暢君 その場合に、日航が中国經由ということは、フランスと中共が協定すれば、経由するということができるのだろうと思うのですが、日航はそれは中共との航空協定が締結されない限り日航は乗り入れ得ない。フランス航空は乗り入れる、経由できる、こういう結果になるのですか、どうなんですか。

○政府委員(佐藤光夫君) これは協定の扱い方の問題でございますが、従来の扱い方といたしましては、御承知のように、二国間の協定におきましては双方平等の立場で運航するという立場をわれわれとしてはとつておるわけでございまして、したがつて、フランス側だけ中国本土経由を認めるような状態になるときには、あわせてフランス側のそういうものを考えるという立場にあるわけでございます。従来、フランスから中国本土の地点を経由して乗り入れるというようなことについて申し出があつた場合がございますが、そのような場合にも、われわれはそういうような立場を申し

うことを先方に伝えた事実がござります。
○北村暢君　そうしますと、この協定には經由することができるようになつておるけれども、實際には日本と中共との話し合いかぎりで、日航が上海經由といふことが話し合いかぎりで、フランス航空もできない、結果的にそういうことになるよう受け取れるのですけれども、そうちますと、日本として、一体そういうことを望んでおるのか。日航もこの上海經由ということを望んでおるのかどうなのか。そしてまた、そういう折衝が、中共と話し合われる可能性といふものがあるのかないのか。先ほどの説明を聞いておるといふと、フランスと中共とが話し合いかぎりで、それまで平等の立場からいって実現しないといふ結果になるよう受け取れるのですけれども、どういうふうな方針で臨まれるのでですか。

○政府委員(佐藤光夫君)　したがいまして、基本的には日中間の航空協定をどういうふうに考えていくかというのが基本的な問題になるわけでござりますが、従来、われわれがいろいろな機会によつて問題について政府として検討願いました結果といたしましては、現在の諸情勢からして、まだそういう段階ではないということです。現実にそういうような連びに至つておらないわけでございます。

○北村暢君　そうしますと、フランスは中共を承認しておるわけですからね。したがつて、上海粟ランスは望んでおるわけですね。だけれども、日本としては外交上のいろいろな関係から中共へ直接乗り入れということについては希望しなさい。そつすると、実現の可能性といふものもしたがつてないということになるのですが、これは新空政策的にいつてどうなんでしょう。中共を承認してないから經由することを日本としては希望しない。こういうことなんですか、どうなんでしょうか。これは、まあ今後中国との往復というものも

○國務大臣(中村寅太君) 必ずしもその国交が正常化しない場合は絶対できないとは考えられないのです。それはソ連とは、御承知のように、正式の平和条約が結ばれたのじゃございませんが、航空協定は結んでおりますので、ただ、いろいろやはりソ連と日本との場合と、中共と日本との場合はかなりの政治的な関係も違うようでございますので、非常に複雑な情勢でござりますから、いまの時点では簡単にソ連との場合のように割り切り得ないということだと考えます。

○北村暢君 ソ連の場合は、もう国交回復しているのでね、平和条約は結んでないけれども、国交回復している。あれはまあ当然——いま、モスクワ経由の問題ね、できるわけですがね、話しあいもできる。しかし、必ずしも国交回復はできなくとも、政治的な問題だけで、それがソ連と中国との日本に対する政治的な感覚が違うからいけないのであって、それが解決すれば国交回復以前でもできるようなお話をようすればけれどもね、どうなんですか。フランスが中共との折衝で協定ができるのであって、日本は現在の政治的な関係から当分はこれ協定でそれが可能性が出てきた。といつても、これは日本との航空協定でお互いに了解しなければだめなんだということになる。そういう点から言えば、日本は現在の政治的な関係から当分はこれは見込みなからう、こういうことになれば、せつかくフランスと中共との話し合いができるでも実際には実現しない、日本は拒否するだろう、こういうことになつて、その見通しが、先ほど私が言つたように、平和条約はどうかしれぬが、国交回復というようならところまでいかないというとだめなんだと。そうでなくとも、可能性といいますか、その以前に可能性というものはあるのか。まあ非常に高度の政治判断で認められるものであつて、事務当局の段階でないと言えはそれまでなんですけれども、そういう外交上なり政治的な問題がネットで——また、こちら側から要望しても中共が受けないというのか、それとも日本のほ

ないですか

○國務大臣(中村寅太君) 必ずしもその国交が正常化しない場合は絶対できないとは考えられないのです。それはソ連とは、御承知のように、正式の平和条約が結ばれたのじゃございませんが、航空協定は結んでおりますので、ただ、いろいろやはりソ連と日本との場合と、中共と日本との場合はかなりの政治的な関係も違うようでございますので、非常に複雑な情勢でござりますから、いまの時点では簡単にソ連との場合のように割り切り得ないということだと考えます。

○北村暢君 ソ連の場合は、もう国交回復しているのでね、平和条約は結んでないけれども、国交回復している。あれはまあ当然——いま、モスクワ経由の問題ね、できるわけですがね、話しあいもできる。しかし、必ずしも国交回復はできなくとも、政治的な問題だけで、それがソ連と中国との日本に対する政治的な感覚が違うからいけないのであって、それが解決すれば国交回復以前でもできるようなお話をようすればけれどもね、どうなんですか。フランスが中共との折衝で協定ができるのであって、日本は現在の政治的な関係から当分はこれ協定でそれが可能性が出てきた。といつても、これは日本との航空協定でお互いに了解しなければだめなんだということになる。そういう点から言えば、日本は現在の政治的な関係から当分はこれは見込みなからう、こういうことになれば、せつかくフランスと中共との話し合いができるでも実際には実現しない、日本は拒否するだろう、こういうことになつて、その見通しが、先ほど私が言つたように、平和条約はどうかしれぬが、国交回復というようならところまでいかないというとだめなんだと。そうでなくとも、可能性といいますか、その以前に可能性というものはあるのか。まあ非常に高度の政治判断で認められるものであつて、事務当局の段階でないと言えはそれまでなんですけれども、そういう外交上なり政治的な問題がネットで——また、こちら側から要望しても中共が受けないというのか、それとも日本のほ

うが積極的に働きかけないで、その意思がないんだと、こういうことなのか、そこら辺のところがちょっととはつきりしないようですが、ひとつ事務当局から説明してください。

○政府委員(佐藤光夫君) 先ほどの大臣の説明を補足させていただきますが、まず、御承知のように、航空協定の場合はそれぞれ二国間協定でございますので、たとえば、フランスと中国本土との協定によりましてフランス——上海というものは成立します。もちろんそれの運航もできますし、それから、中国本土との関係で、さらに以遠、東京ということをフランスと中国の間に協定を締結することは、御指摘のように可能でございます。また、中国本土を経由しません、南回りでフランスから東京に来るところ、これはすでに先ほど申し上げたように可能でございます。問題は日本と中国との間の協定関係でございますが、先生御指摘のよう、航空協定を締結する場合にはやはり国交関係が前提でございますので、ソ連の場合には国交関係があつて、それを前提といたしまして御承知のよう、航空協定の締結を見たわけですが、何らかの運航措置をするといふことになりますれば、いわゆる民間ペースによる定期航空路の開設ということに現実に相なるかと思ひます。したがいまして、先ほど来御説明しておりますような協定上の地位を明瞭に出すことができませんので、そういう点に難点が、いわゆる航空技術上ござります。それが一点でございます。それから、わが国の航空運送という見地から、先ほど大臣も御説明申し上げましたように、できるだけ貨客の往来があるところに道をつけていくといふような基本的な態度をもちろんとつておるわけでござりまするが、わが国は現在台湾との航空機の運航等もいたしてございますので、そういうよろな点も十分将来勘案しなければいけない。しかし、なおその上にいろいろ政治的な事情その他も十分に勘案して、円滑に航空機の運航ができる状態になつて初めてこういうよろな協定締結というよろなも

のになつていくというのが従来のいきさつでござ

いますので、そういうよろな点から申し上げますと、まだ現在日中間ににおいてはそういうふうにスムーズに航空協定あるいは民間ベースによる協定が成立し得る状態になつておらない、したがいまして、フランスの中国本土経由東京乗り入れといふよろなものを認める状態に現状においてはまだなつてないというふうに申し上げていいと思いまして、三社合計で二月が四四%、三月が

四二%といろよろな状況に相なつております。こ

とで、四月から大阪線において十五便を十三便

に、それぞれ日航、全日空ともに減便いたしてこ

りますが、なお将来相互にこういよろな輸送

力を調整をするといふ措置をとらしていく所存でござります。以上が概要でございます。

○北村暢君 国際線は順調より以上ぐらに急速

に伸びているようですね。ところが、国内線です

が、国内線の問題は、今まで東京——大阪間が国内

線のドル箱であったのが、国鉄新幹線ができる以

来、これが思わしくない。しかもきょうの新聞等

によりましても、国鉄はこれをさらに岡山まで四

時間で行くという方法を計画しているようです

が、そういうことで国鉄との競合関係において、

将来国内線といふものの事故の原因だけでは

ございませんが、国内線の伸びといふのは相当期待をしていい

に、国内線の伸びといふのは相当期待をしていい

んじやないか、今後におけるですね。事故による

減といふのは一時的なものであつて、将来やはり

国内線といふものについて相当期待できるんじや

ないかと思うのですが、これの見通しは一体ど

うに立ておられますか。

○政府委員(佐藤光夫君) 将來の輸送需要の推定につきましては、御承知のように、いろいろ方方法

があるわけでござりますが、われわれとしては、

事故前からもうそろでござりますが、一応いままで

のいろいろな推定し得るデータを集めまして、こ

こ数年の輸送需要の見通しを実は立ておりま

す。で先生御指摘のよう、従来の経験からいた

しまして、事故がありました際には、一時的に乗

客は減少いたしましたけれども、若干の期間後に大

きまして若干回復いたしまして四九%といふよ

うで、そういうよろな点から一応需要推定をい

ましたのでは、大体年率一三、四%以上の伸

びは期待し得るのではないか、そういうよろな伸

びを基礎にいたしまして、先ほど大臣から御説明

申し上げましたよろな幹線乗り入れ各社の適正

な輸送力の配置といふよろなことを考えていま

すが、ここ数年にいたしまして幹線における国

内航空運送事業といふものは全体において十分採

算べーに乘るものであるといふように考えてい

るわけでござります。

○北村暢君 需要の問題についてはそれぐらいに

して、先ほどお伺いいたしましたら答弁がなかつた

のですが、そういう旅客需要の増大といふものと

空港における発着の状況ですね。これも私は飛躍

的に雑記してきているんじゃないか、こういう

ふうに思うのですが、その状況は一体どんよう

なつておりますが、まあ最近の五ヵ年程度の発着

数についてどんな関係になっているか、東京国際

空港を例にとって説明していただきたいと思いま

す。

○政府委員(佐藤光夫君) 東京国際空港におきま

す到着機数でございますが、昭和三十六年度にお

きまして三万六千六百三機といふ状態でございま

したが、遂次増加いたしまして、三十七年度に

おきましては四万三千八百五十三機、三十八年度

四万四千四百十八機、三十九年度五万一千八百三

十八機、四十年度は若干統計期間が昨年十月まで

四万二千九百十五機、十二月まで約五万機とい

うことで、ここ二ヵ年における増加率をとります

と、一二二%以上の数字を示しておるわけでござい

ます。こういふよろな状態から推測いたしまし

て、ここ数年におきまして東京国際空港はその能

力の限界に達するといふことが考えられるわけで

ござります。

○北村暢君 その限界のほうはまた別に伺います

がね。そういうふうにふえてきてますと、いま

年間で言わされました、あまりびんとこないので

すが、これは一日の状態でいけば一体どんなんよう

のになつていくというのが従来のいきさつでござりますので、そういうよろな点から申し上げますと、まだ現在日中間ににおいてはそういうふうにスムーズに航空協定あるいは民間ベースによる協定が成立し得る状態になつておらない、したがいまして、三社合計で二月が四四%、三月が四二%といろよろな状況に相なつております。こ

とで、四月から大阪線において十五便を十三便に、それぞれ日航、全日空ともに減便いたしてござりますが、なお将来相互にこういよろな輸送

力を調整をするといふ措置をとらしていく所存でござります。以上が概要でございます。

○北村暢君 国際線は順調より以上ぐらに急速

に伸びているようですね。ところが、国内線です

が、国内線の問題は、今まで東京——大阪間が国内

線のドル箱であったのが、国鉄新幹線ができる以

来、これが思わしくない。しかもきょうの新聞等

によりましても、国鉄はこれをさらに岡山まで四

時間で行くという方法を計画しているようです

が、そういうことで国鉄との競合関係において、

将来国内線といふものの事故の原因だけでは

ございませんが、国内線の伸びといふのは相当期待をしていい

に、国内線の伸びといふのは相当期待をしていい

んじやないか、今後におけるですね。事故による

減といふのは一時的なものであつて、将来やはり

国内線といふものについて相当期待できるんじや

ないかと思うのですが、これの見通しは一体ど

うに立ておられますか。

○政府委員(佐藤光夫君) 将來の輸送需要の推定につきましては、御承知のように、いろいろ方方法

があるわけでござりますが、われわれとしては、

事故前からもうそろでござりますが、一応いままで

のいろいろな推定し得るデータを集めまして、こ

こ数年の輸送需要の見通しを実は立ておりま

す。で先生御指摘のよう、従来の経験からいた

しまして、事故がありました際には、一時的に乗

客は減少いたしましたけれども、若干の期間後に大

きまして若干回復いたしまして四九%といふよ

うで、そういうよろな点から一応需要推定をい

ましたのでは、大体年率一三、四%以上の伸

びは期待し得るのではないか、そういうよろな伸

びを基礎にいたしまして、先ほど大臣から御説明

申し上げましたよろな幹線乗り入れ各社の適正

な輸送力の配置といふよろなことを考えていま

すが、ここ数年にいたしまして幹線における国

内航空運送事業といふものは全体において十分採

算べーに乗るものであるといふように考えてい

るわけでござります。

○北村暢君 需要の問題についてはそれぐらいに

して、先ほどお伺いいたしましたら答弁がなかつた

のですが、そういう旅客需要の増大といふものと

空港における発着の状況ですね。これも私は飛躍

的に雑記してきているんじゃないか、こういう

ふうに思うのですが、その状況は一体どんよう

なつておりますが、まあ最近の五ヵ年程度の発着

数についてどんな関係になっているか、東京国際

空港を例にとって説明していただきたいと思いま

す。

な形になつておりますか。さあ空港を見ていると、いふと、五分か四分で一機ずつ離着陸やっていて、よろなごとのように見受けられるのですがね。そういう点一日の回数からいくといふと、いま言つた年間でなしに、どういうよろなが状況になつてゐる

○政府委員(佐藤光夫君) 先生御指摘のように、
りますか、この点説明していただきたい。

東京におきましてはいわゆる飛行機におきまして、もラッシュ・アワーといふのがございまして、この際にはいわゆる滑走路に出る前に待機しておる航空機が続々と並んでおるといふような状態になつてゐるわけでございます。その定期便の運航に合わせて臨的な発着等加えますと、非常に数が多いときは一日三百機ないし三百五十機を扱うといふような日がござります。

○北本輔君　さて、非常に空港における旅客の需要も増大するし、離発着の回数も飛躍的に増大している、こういうことで、これに要する要員の確

保というのがなかなかできていらないじゃないか、というふうに思われます。空港の整備についてましては、二、三年で飽和状態になり、要員についてもその伸び率について安全性を確保するだけの要員がいるのがなかなか確保できないんじゃないのか、というふうに思われるのですが、どのような処置をとられているのか。特に閣議決定等もあるる

うであります。その間のいきさつですね。事故發生後における閣議決定で要員の確保ということに

ついて閣議決定されているわけだけれども、一体それについてどのような措置が具体的になされたか、その点が何よりも重要である。

○政府委員（佐藤光夫君）　御指摘のように、この増大する輸送量に対する要員の確保は、率直に由

し上げましてはなはだ残念ながら必ずしもわれわれとしても十分でないと考えております。四十一

年度部内のいろいろなやりくり等の関係で、実は六十一名の航空関係としては増員をいただいてお

るわけでございますが、今回の事故にかんがみますと、管制をさらにその配置を十分にするといふような観点あるいは管制以外の保安関係その他による

接航空の安全に關する要員につきましても急遽に措置をする必要があるということで、三月十一日に閣議にその大綱について報告をして了承をいたしました。われわれとしては現在行政管理庁、大蔵省当局にこれに基づく要員の充足と、いうことを折衝をいたしておる段階でございますが、まだ最終的の結論を得ないわけでございます。いは通信あるいは事故処理体制の強化、それから空港、航空保安施設の整備強化、それから管制官の訓練センターというようなものを設けて訓練をしておるわけでございますが、これに必要な養成上の定員との定員を特別に認められておりませんので、配置された管制官の定員の中からやりくりをしておるというような非常に苦しい事情でございますので、こういうものにつきましての養成上の定員といふものを認めてもららる。人員の配置を特に認めてもらう。あるいは航空機の検査関係従事者の試験関係その他の項目につきまして現在折衝している段階でございます。

て、ただいま申しましたのは四十一年の三月末でございまして、その後も退職者もございまして、随時変化をいたしておりますので、ただいまの数字はわかりませんが、これより若干増加はしていると思います。

（北村義春）まあ若干の増加ですか、それで、四十一年度においても航空局関係においては陳述員を解除して増員させるという努力はな

れたんだろうと思うんですが、いま閣議決定され
て、その後において各関係当局と折衝をしている

というのは、航空局関係では一体どの程度の人員について折衝されておるんですか。

○政府委員(深草克巳君) 航空関係は百五十一名
であります。

北村晴君 そうしますと百五十一名だという
と四十一年の三月現在の凍結定員をオーバーする
くらいいの人員について増員しなけりやなうなへど

いうことでやつておられるようであります。されはなかなか簡単にいかないんだろうと思ふんで

す。そこで、これは衆議院の附帯決議とも関連するのですが、しかも閣議決定があるというので、

まあ熱心にやっておられる実情はわかるんですけどけれども、実情はわかるんですが、先ほど訓練要員

等も定員の外へ置くべき者を定員の中で訓練要員に充てなきやならない。」というよき実情のよき指摘である。

あ最低限の人員としていま百何十名かを急速にふやさなきやならない、まあこういうことでやつて

おられること思ひうんですがね、実際に言やもつと必要でしょう、将来のことを考えれば。しかし、そ

れかといつてだれでもいいわけじゃないわけです
から、そう実際に補充する場合なかなか困難があ

がれ、名をいふことを斷案して百数十名の表を埠員しようという努力をされておる。これについては東京大蔵省なり丁晉なり来て立候つていたる

も、これは大豆こひどつ相当思ひ切つて大蔵省所
いて実際は確かめたかつたわけでありますけれど
も、実際に不貞行為を行はれていたから

衝なりなんなりやつていただかないという、これはなかなか実現可能性ないんじやないかと思う。航空局長もそれは一生懸命やつて、官房長もやつておられるでしようけれども、しかし、閣議決定がなされてから今日まで相当期間たって、なおかつ実現しないわけですね。しかもこれは閣議で決定されておるんですから、大蔵省もこれは了承しなければならないはずのものなんですね。それが今日までおくれておるわけです。そこら辺のネックは一体どこら辺にあるのか。予算上の問題ははつきりした見通しを大臣にこの委員会で答弁していくべきだったかつたわけです。そのくらいに思つておったのですが、大臣の出る段階ではないのかどうなのか知りませんが、どうなんですか、そのいきさつは。

○政府委員(深草克巳君) 最初に欠員、凍結定員と要求との関係でございますが、先生もよつとお触れになりましたが、実際にこれだけすべて通りましても、現実に今年度これだけ人が雇えるかどうか。特に専門家の業種が多いわけでございます。そういう点も勘案をしながら、とれない分はもちろん翌年年度に採用するということになると思いますが、そういう点も考えております。それから大蔵省のほうの関係でございますが、ちょっとこの前も経過を御説明申しましたが、実は向こうがサボつておるわけでは決してございませんで、運輸省内のその他の緊急対策が非常に航空以外の面でも突発してまいりまして、ようやく一昨日ごろから向こうの手もあきまして、もちろん下のほうの者には説明は前からいたしております。一昨日ごろから上のほうの段階での作業のとつかりがようやく始まつたわけで、これも事柄の緊急性から、急いで、一週間以内ぐらいに結論を出したといふことを言っておりまして、閣議了解の線もございますし、非常に向こうとしては前向きな姿勢で取り組んでいただいております。大臣の御

出處の開拓者としての王一舟 王一舟の著書

は、中村運輸大臣、深草官房長、佐藤港湾局長、

佐藤航空局長、以上の方々でございます。
それでは御質疑の有りになる人は、順次御發言を願います。

○伊藤謙道君 この法案の内容について、いろいろさらに検討いたしました結果、特に最近たび重なる航空事故の発生ということを考えた場合、どうも航空保安の方全を期するために、内容的に遺憾の点が特に見出されたわけであります。そこでこの問題について、大臣にいま一度確認しておきたいと思いますので、ひとつ前向きの姿勢で御質弁いただきたいと思います。

その内容は、いま申し上げた航空事故の、しかも大航空事故の連続にかんがみて、この際運輸省としては、航空保安の万全を期する義務があろうかと思います。そこで航空保安要員についてはすこやかに用儀で了解を得ておるところに、うふ

うには聞いておりましたが、凍結欠員については約百三十名おることと思いますが、この凍結欠員のままで解除を早急にやらなければならぬと思う。このことは繰り返し申し上げるように、すでに大臣から三月末の閣議了解で話しておるから心配ないというふうに聞いておりますけれども、当面まず凍結欠員の解除をやり、さらに当然その定員増をはからなければならぬ、こういうことにならうかと思うのです。そこで、この問題についてきわめて本法案にとっては重要なポイントでもあるので、ひとつ確認の意味で大臣から御答弁をいただきたい

○國務大臣（中村寅太君） 航空関係の保安要員並びに保安設備の強化整備につきましては、先般の事故がありました直後の閣議で正式に早急に整備する、要員の補充をする必要がある。そのための措置は、設備等につきましては、緊急なものについては予備費をもつて充てる。それから人員の補充につきましては、運輸省の凍結を解いて百二、三十名の定員がありますのでさしあたりそれを

もつて充ててある。さらに不足な分については特別に措置をして定員の増強をはかつていいくということが閣議で了解されたわけであります。伊藤委員の御指摘の必要な要員の整備は早急にできるものと信じております。また、それぞれ航空局においてやつております作業は、具体的にどこにどういきう、何人の人員が必要ということで計画を立てまして、それを大蔵、行管等と話を進めておる段階でございます。基本的な線につきましては、閣議の了解の線で進め得るものと確信を持つておる次第であります。

○伊藤頭道君 この凍結欠員については、これは依然としてそのまま続くということは原則であるけれども、航空大事故の連続に伴つて保安のため特に運輸省の方面については約百三十名の凍結欠員を早急に解除すると、そういうふうに閣議で了解を得ておる、そり理解してよいのであるかどうか。

○伊藤眞道君　なお、関連があるから、の際お伺いしておきたいと思いますが、衆議院の段階で、はるかに御了解願つてけつこうでござります。

も——衆議院の内閣委員会でもこの法案に対する附帯決議がなされたわけであります。また、後ほど参議院の段階でも準備が進められておるようですが、たゞ単に凍結人員の解除だけでは保安要員の万全を期しがたいのです。これは当面とりあえず百三十名の凍結要員を解除する必要があるということをさしておるのであって、やはり今後は、当面凍結要員の解除ができたら、それに引き続いていわゆる保安要員の十二分なる定員の増をはからなければならぬ。こういうことにならうかと思う。保安要員の万全を期するためにはこのことについて大臣はどういうふうにお考えか、この際お考えを明らかにしていただきたいと思います。

○国務大臣（中村寅太君）　閣議で了解されました

ものは、航空の安全を中心とした緊急施設に対する人員の補充と施設の拡充強化という二線でござります。あの閣議決定いたしました当初が早々の間でございましたので、これは相当の設備を整えなければならぬし、人員の増加もしなければならない、そういう情勢でございましたので、さしあたり凍結の定員が大体百一、三十名ある。それをもつて充てる、さらにそれで不足な分は本格的な処置をして、四十一年度でそれを処置していく、こういう了解でございますが、今度の航空の問題につきましては、ちょうど予算のまだ通過しない前でございましたので、いろいろの関連があって、さしあたり凍結定員をもつて充てていくということで了解がなされたものであります。そういう事情でございますので、必要な人員の補充については大体閣議でも了解しておりますから、私は進めていく上に支障はない、かように確信しております。

田の御答文を補足いたしますか 伊藤先生の御質問の趣旨は、こういつた緊急対策のみでなく、恒久対策も譲るべきじやないかという御質問だと思いますが、文書になりました閣議了解は、今年度だけではなくて将来にわたつての閣議了解でござ

○伊藤頭道君 そうすると、大体わかりましたけれども、さらに念のためにお伺いしておくわけですが、閣議では当面凍結の欠員の解除を実施するということ、そしてさらにそれだけでは十分でないから、保安要員の充実については、今後もちろん凍結欠員の解除の上に、さらに十分検討して必要なだけ定員増をはかる、そういう決意であるといふことも、幸い閣議でも了解を得ておるからと、こういうふうに理解してよろしいわけですね。

であります、これは文書になつております

が、特にさわりの点を読んでみますと、「航空の安全体制を強化するため、航空管制、航空機事故調査、航空従事者試験及び航空機検査等について所要人員の確保をはかる。」「これはまあいわば恒久的に文書で開講了解をしたものでござります。」で、その際に私のほうの大蔵から口頭で、実はこれが緊急を要するので、設備については予備費でできるものからやりたい、あるいは要員については幸い凍結定員というものがあるから、これを活用して本年度からでもやりたいということと、この面につきましては口頭でけつこうだということとで了解になつたわけでござります。

○伊藤謹道君 それでは、最後に御要望申し上げておきたいと思うんですが、繰り返し申し上げるように、こういう大きな航空事故のあとで保安要員の充実をはかるということは運輸省として当然の義務であろうかと思うのです。そこで、幸い凍結職員百三十名については早急に解除されることは、そしてそれに伴つてさらに検討を加えた上で必要な保安要員の定員増をはかると、そういうことであるので、ことはとしてはよくわかつたのです。

そこで、問題はこれを着実に的確に実行に移さなければ何ら意味がないわけです。ここでどんな

○國務大臣(中村寅太君) 航空の安全を確保する名言を言われても結局問題は実行するかどうかにあります。そこでひとつ強く大臣に要望申し上げておきたいことがあります。この趣旨を十二分にかみしめていただいて、早急にこれが実現にひとつ全精力を向けていただきたい。これに対するひとつ決意はいかがか、こういうことを最後に要望をかねてお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

て乗れるような国民的な気風をつくることも非常に必要なことであると考えます。そういうことを考えますときにも、やはり保安につながる施設を整える、それから要員を整備するということは非常に大切であり緊急な問題でございますので、政府でもこの点は非常に強く感じまして、閣議でもあのときに早急に決めたことでござりますから、いま運輸省としては、いま伊藤委員の仰せられるように、これが具体的な実現に向かって全力をあげている過程でござりますから、そろそろ運輸省としてもこの期待しておるような人員の補充もできていくことであると、がよろしく信じておるわけでござります。全力をあげていく決心でござります。

○多田省吾君 最初に、本法案の中の本省の定員の問題でお尋ねしたいと思いますが、本省の四十一年度定員の減は二名である。それから、空港公団に移管する二十四名を差し引いた数で出でているありますけれども、また当然空港公団法が発足しますと、空港公団法、それの規定によってこれららの定員は自動的に公団に移管されるという問題にからんできますが、空港公団はいつどちらに移管される予定を持つておられるか。この二点をお聞きしたいと思います。

○政府委員(深草克巳君) 二名の減員でございますが、一名はこれは来年の三月からアメリカのほうの在外公館に一名派遣いたしますので、外務省に振りかえられると。それから、あと一名は、益山のほうにもうすでに出ておりますが、それも外務省に振りかえる。この二名の減員でございます。

○政府委員(佐藤光夫君) 新東京国際空港公団は、御承知のように、その位置を定める政令を出して後に発足されることになつております。政府としては、今年度なるべくすみやかに発足をはかりたいというふうに現在政府部内でその対策について種々連絡をとり、検討を進めておるという状況でございます。

況でござります。

○多田省吾君 新東京国際空港の問題につきまして大臣にお尋ねしたいでございますが、昭和三十八年の十二月の航空審議会の答申から二年間放置しておかれ、そして去年の十一月十八日に関係閣僚懇談会で内定されたようでありますけれども、この内定に際しまして、千葉県側に対し、たしか中村運輸大臣並びに佐藤航空局長が、知事や副知事に対して、県が説得の見通しをつかむまでは決定しないでほしいと、そういう事前協議を申し入れたのに対し、事前協議なしに急に内定したというので非常に県当局が反発しているような姿があるわけでござります。それから私も昨年の十二月二十六日の予算委員会で、この新東京国際空港問題につきまして大臣に質問させていただきました。で私どもはあの富里村が、農家が千五百軒もあり、また二千戸以上も移転しなければならない状態にかんがみて、富里の決定はもちらん反対ではありますけれども、この十二月、一月ころ、もう少し県側が提示した四条件というようなものに対して、積極的に取り組んで、すみやかに千葉県と話し合うことによって、もう少し話し合いがスムーズにいったのではないかということを考えられるわけであります。それは今までの推移ではございますが、どうしてそのように、特に去年の十一月、一月ころからもう少し積極的に取り組まなければならぬはずであるのにおそくなつてしまつたのか、それが一点と、もう一点は、最近運輸大臣が、たしか六日の日に大蔵大臣と会われて、そうして用地買収価格の問題について協議されただといふことを聞いておりますけれども、どういふ話し合いになつてゐるのか、その二点を大臣にお尋ねしたい。

○政府委員(深草克巳君) 二名の減員でございますが、一名はこれは来年の三月からアメリカのほうの在外公館に一名派遣いたしますので、外務省に振りかえられると。それから、あと一名は、益山のほうにもうすでに出ておりますが、それも外務省に振りかえる。この二名の減員でございます。

○多田省吾君 譲ケ浦案とそれから木更津案との二案があり、航空審議会でも審議されて富里にきまつたわけでありますけれども、富里の反対運動は非常に強い。そなりりますと、当然また譲ケ浦、木更津案を参考しなければならなくなると考えます。で、いまでも譲ケ浦はヘドロ層があるとか、あるいは湖の水面が上昇するためにその予防措置を講じなければいけないとか、そういういろいろな問題があるわけでござりますけれども、もう少し北のほうに移せばヘドロ層が浅くなると適であるという決定的な理由は一体どうなんですか

○多田省吾君 譲ケ浦につきましては、非常に複雑な課題の中できめていくのでござりますから、今日のよろなところまで来ておると御了解願いたいと思います。

それから賣い上げします価格の点につきましては、大蔵省のほうといふるい具体的にも打ち合わせておる段階でございまして、私としては、やはり地元の人たちの納得のいく線で補償価格はきめたいという考え方について、大蔵省といま相談をしておる途中でございます。

○多田省吾君 譲ケ浦につきましての二案があり、航空審議会でも審議されて富里にきまつたわけでありますけれども、富里の反対運動は非常に強い。そなりりますと、当然また譲ケ浦、木更津案を参考しなければならなくなると考えます。で、いまでも譲ケ浦はヘドロ層があるとか、あるいは湖の水面が上昇するためにその予防措置を講じなければいけないとか、そういういろいろな問題があるわけでござりますけれども、もう少し北のほうに移せばヘドロ層が浅くなると適であるという決定的な理由は一体どうなんですか

○多田省吾君 それでは木更津案が決定的にまずい点は、簡単に言えはどういうことですか。

○政府委員(佐藤光夫君) 木更津につきましては、主として航空管制及び用地造成技術上の問題について検討をいたしましたわけでござります。航空管制上の問題点は、羽田との調整及び航空路線富里に決定いたします過程につきましては、いろいろ地元の県当局等にも不満な点等があるいは御答申をいたしておるわけでござりますが、候補地を具体的に決定するための関係閣僚懇談会におましても、特に御指摘の譲ケ浦につきましては、非常に複雑な問題点があります。そこで、まず第一に、御指摘の譲ケ浦につきましては、土

ので、政府としてはできるだけのことはいたしましたが、やはり地元としては満足

でございます。

で、その結果といたしまして、譲ケ浦につきましては、治水、利水対策上難点があること、埋め立て工事の実施に伴う湖水の塩分の増加の問題、あるいは汚濁等の水質管理上の問題があること、その他工事工程、工事費について難点があること等が譲ケ浦の欠点としてあげられたわけでござります。また、区域の面からいたしまして、自衛隊百里基地と航空管制上両立しないという問題がありましたが、政府といつしましては、できるだけのことはやつたつもりでござりますけれども、やはり非常に複雑な課題の中できめていくのでござりますから、今日のよろなところまで来ておると御了解願いたいと思います。

それから賣い上げします価格の点につきましては、大蔵省のほうといふるい具体的にも打ち合わせておる段階でございまして、私としては、やはり地元の人たちの納得のいく線で補償価格はきめたいという考え方について、大蔵省といま相談をしておる途中でございます。

○多田省吾君 譲ケ浦につきましての二案があり、航空審議会でも審議されて富里にきまつたわけでありますけれども、富里の反対運動は非常に強い。そなりりますと、当然また譲ケ浦、木更津案を参考しなければならなくなると考えます。で、いまでも譲ケ浦はヘドロ層があるとか、あるいは湖の水面が上昇するためにその予防措置を講じなければいけないとか、そういういろいろな問題があるわけでござりますけれども、もう少し北のほうに移せばヘドロ層が浅くなると適であるという決定的な理由は一体どうなんですか

○多田省吾君 それでは木更津案が決定的にまずい点は、簡単に言えはどういうことですか。

○政府委員(佐藤光夫君) 木更津につきましては、主として航空管制及び用地造成技術上の問題について検討をいたしましたわけでござります。航空管制上の問題点は、羽田との調整及び航空路線富里に決定いたします過程につきましては、いろいろ地元の県当局等にも不満な点等があるいは御答申をいたしておるわけでござりますが、候補地を具体的に決定するための関係閣僚懇談会におましても、特に御指摘の譲ケ浦につきましては、土

す。

なお、用地造成に関する検討につきまして、運輸省、建設省、千葉県により行なわれました地質調査の資料、地形図、海図等によつて行なつたわけですが、その結果、埋め立て工事の規模、水深等から考えて、工事施行上も重大な難点があるということが明らかになつた次第でござります。

○多田省吾君 その問題点の中で航空管制の問題でございますが、この前、本委員会で防衛庁長官に聞きましたところが、羽田と木更津の空港の間に九キロ以上距離があれば航空管制上は差しつかえない、実際は十一キロ以上の距離がある予定であるから、航空管制上は問題はないだらう、といふ御答弁だったわけでございますが、その点はどうなんですか。

○政府委員(佐藤光夫君) 私のほうで管制の専門家に検討をさせました結論を申し上げますと、御承知のように、羽田空港に着陸する航空機はすべて木更津の上空を経由しておるわけでございまして。したがいまして、木更津沖に新空港をつくるということになりますれば新空港のいわゆる木更津における新空港への進入、出発経路と、それから木更津を経由して羽田空港への進入、出発経路とが互いに交錯をいたしまして、両空港の同時使用は不可能であるということが管制技術上の検討の結果の結論でございまして、いま御指摘の防衛庁等に御照合されました距離との話がございましたが、御承知のように、羽田出入の航空機が一応、航空路として木更津を通るというこの観点からして、兩方両立することはむづかしい、また、羽田空港と木更津沖新空港とも進入する航空機の待機空域をお互いに重複することなく設定することができない。したがいまして、木更津周辺において新空港の位置あるいは方向を変更しても結果は同じである。一番問題でありますいわゆる航空保安上の見地からいきまして、進入、出発経路がダブることや、待機空域がとれないといふことは決定的な欠点であるというふうにわれわれは管制の専門家の結論から承知しておるわけでござ

います。

○多田省吾君 そうしますと、そういうことは運輸委員会でも御答弁になつておられるようではありますし、心得ておりますけれども、それでは木更津の上空を通らないように——羽田空港に行くときに木更津上空を通らないようにすれば問題がないのじやないかと思われますけれども、その空路を変更すれば可能性は出でてくるわけですか。仮定の問題ではありますけれども。

○政府委員(佐藤光夫君) 御承知のように、関東地域におきましては、現実に羽田あるいは横田等の空港の配置がござりますので、それを根本的に、航空路を全部変更するということは、事実問題として非常な困難があります。したがいまして、非常に迂回経路を飛ぶというようなことをかりに考えられないかという問題がござりますが、種々それらの点を検討の結果、われわれとしては、そういうような方法をとることはむずかしいという答えを出しておるわけでござります。

○多田省吾君 前からそういうことがわかつていながら、では、どうして昨年……これは管轄が違

うかもしませんけれども、ことしになりましてからも予算委員会で総理大臣が、木更津案をもう一考してみたいとか、あるいは自民党的川島副総裁等も木更津案あるいは霞ヶ浦案を再考したいということをおっしゃつておるわけでございれども、総理大臣や副総裁はこういったことは御存じの上で発言なされているのか。こういったことは十分総理大臣はじめ各閣僚間で懇談されておられるのかどうか、大臣にお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(中村寅太君) 新空港の問題は逐次相談をしながらやつておるわけです。

○多田省吾君 まあ新東京国際空港の問題は国家全体にかかるわ、国民全体にかかる重大な問題だと思います。で、また地元の大反対等もあり、無条件反対という声も非常に強いわけです。それを政府当局では何とか説得しながら富里を進めていきたい、そうおっしゃつておられるわけでござります。

して総理大臣あるいは運輸大臣あるいは与党である自民党の人たち、副総裁等のお話がいつももばらばらで食い違つておる、確固とした方策が、方針が立つてないようになりますけれども、それではどうも、これは非常にますいと思うんです。それからもう一つは、すでに昨年から千葉県からの四つの条件について政府当局、運輸省に対してその四つ

の条件に対していろいろ答えを迫られているのに

対して、まだはつきりした答えが出ていないとす

ます。三月十五日付をもちまして、東京国際空港管内川崎石油コンビナート地域上空における低高度の飛行訓練の飛行を禁止する、いわゆるNOTAMと申しておられます。この禁止通達を出しまして、現在これによつてその飛行の規制をいたしております。

○政府委員(佐藤光夫君) 次に、いま航空機がいられられるような答えは出でておるわけでございります。転職の場合はその方々のやはり転職後の生活の安定という線がござりますので、そういう点をあらゆる角度から補償していくといった行き方をとりたい。それから補償價格の問題でござりますが、これは土地、土地によってかなり違うもありますし、畠とか山とか、あるいは宅地とかいろいろ地目の違いによって価格も違いますし、い

して、その点の問題については大体地元の要請を聞いてみたところ、あるいは自民党的川島副総裁等も木更津案やあるいは霞ヶ浦案を再考したいといふことをおっしゃつておるわけでございれども、総理大臣や副総裁はこういったことは御存じの上で発言なされているのか。こういったことは十分総理大臣はじめ各閣僚間で懇談されておられるのかどうか、大臣にお尋ねしたいと思います。

○政府委員(佐藤光夫君) この結果、たゞいまNOTAMの実施は確定になされておるという報告をわれわれとしては聞いております。

○多田省吾君 その結果、その措置を講ずる前と講じたあとでは大体飛行状態にどのよな差が見られますか。そして安全状態はどのよに変わつておられますか、その点をお伺いいたします。

○国務大臣(中村寅太君) この結果、たゞいまNOTAMの実施は確定になされておるという報告をわれわれとしては聞いております。

○多田省吾君 午前中も質疑がなされましたけれども、私も航空再編成の問題で一、二お尋ねをしましたけれども、昨年の航空審議会の答申では、国際一社、国内二社の案、それから協調化と、運賃フル制の問題が出たわけでありますけれども、また、ことしになって航空事故が引き続いだのでござりますが、そこで石坂会長と植村副会長にあつて、それで石坂経団連会長と植村副会長にあつて、それを石坂会長とそれから植村副会長のお二人の案でござります。この前も臨港消防署の千鳥町出張所の調査によりますと、川崎臨海石油コンビナート地帯の上空を飛行して羽田空港のB滑走路に離着陸する国際の航空機は一日百機以上にのぼつておるとい

うことは、これは前の調査であります、言われておるわけであります。もし二月から続いたような航空機事故が川崎臨海工業地帯の中で起るとされればこれは大惨事になると思われるわけです。それで、したがつて、航路変更の措置を早急にとられたいという請願も多く出ておりますし、この川崎上空の飛行問題に対する運輸省はどういう措置をとられておられますかどうか、お聞きしたいと思います。

当局にしつかりした政策、長期ビジョンがないために、そういった幾ら審議会の答申を求められて、また、財界の方に意見書を求められても、やはり財界と業者とまたその将来の予想といふものは相当食い違いを示しておりますし、なかなか業界の圧力も強くて、五社のいろいろな思惑があつてきつちりしたものにまとまるのはむずかしいのじゃないか。結局はんとうに運輸省当局のしつかりした長期ビジョンが必要じゃないか。最近も運輸省の航空行政は、行政はあるけれども政策がないと、かように言われておるおりでもありますし、また、外国の例を見ましても相当集約化が行なわれておるような傾向もあるわけでございます。運輸大臣として、この航空再編成案に対し、大臣としてどのようなお考えをお持ちであるか、それをまずお尋ねしたいと思います。

○國務大臣（中村寅太君） 昨年末に航空審議会から出されました答申の線を尊重して、航空再編成をやりたいと考えておりますが、引き続いで大きな航空事故が起きましたが、そういう経過がありまして再編成というものを今日急いでおるわけでございますが、大体日本の航空企業といふものが、それぞれ民間企業でございますから、大体運輸省として一つの方向というものをもつて指導はいたしておるのでございますが、企業それぞれのやはり立場等もありまして、種々のむずかしさもやはり出てまいる。現在の段階ではぎょう午前中も申し上げましたように、基本的には航空審議会の答申の線を尊重して、そして企業者全体でひとつ話し合いを進めて集約化をはかつてもらいたいということで、ことしの二月十一日に、各企業の責任者を呼びまして、大体の方向は申し上げて、その線で自主的にやっていただきたいといたことを要請したのであります。その際に伺いましたのは、それぞれの企業はやはり利害関係が必ずしも一致しないものもありますから、相当調整を要するものもあると見えなければなりませんので、その調整役は、政府が入るよりも民間の人たちがあっせんをしていただいたほうがいいので

はないかといふ考え方方に立ちまして、経団連の右側会長と植村副会長にそのお世話を廊へお願いして、今日進めておるという状態でござります。
○多田省吾君　　外国の状態を見ましても、ルフトハンザですか、西ドイツではルフトハンザ一社でございます。イタリアではアリタリア一社、SA Sのときはデンマーク、ノルウェー、スウェーデンの三国と共同で一社、イギリスの例を見ましてもBAが国内と近距離、それからBOACが国際近距離と国際長距離と、そのように、大体アメリカ等を除いた外国の例を見ましても相当集約化が進んで、また、政府の援助も相当強いようになります。どうして鐵道とかあるのは非常におくれておりますし、この際大きな事故も起つたことがありますし、また、航空審議会の答申あるいは石坂、植村両氏の意見書といふものも出尽くした今日、どうしても業界の五社の思惑があつてなかなか意見がまとまらないといふような姿が見られるわけです。それをそのまま業界の五社間の調整がつくまで見送られるつもりなのか、それとも運輸当局としてこの際、たとえば私なんか考えましても、まあ当初は国際一社・国内二社またはもう少したてば国際一社・国内一社といふぐあいに集約化が進んでいけば問題ないんじやないか。運輸当局がここでしつかりと腰をきめて、日本の航空行政のために一つの長期のビジョンを打ち出されたらいいんじゃないか、そのように考へるわけです。

まだ田委員が仰せられたような方向で、大体運輸省としても考えておるわけでございます。それぞれの企業はやはり企業の立場がありまして、なかなか簡単に一本にといふようなこともすぐにはねづかしいといふものがやはりあるわけであります。そこで運輸省としましては、国内幹線の運航の一體化をはかる、これは現在の幹線を飛んでおります企業の運航を一體化して、そこで過当競争等の弊害を起さないようになります。あるいは整備関係を一體化して、どの航空企業の飛行機も利用者の立場から見て十分に信頼の置ける整備が行なわれるといふような体制を整える。あるいは共同切符というようなものをして、一つの切符でどの企業の飛行機にも乗れるといふような、そういうふうに運営の面で一體化をはかりながらやっておるうちに、自然に企業が集約化されていくといふ機運も生まれてくる。それから集約化してとか二本にするということのねらいをそういうことで実現させていこう、こうしたことでいまそれがその方向で進めておるわけでござります。これは私は各社とも納得していただけの形、かよう前に信しております。ただ一本といふ線に対する、国内一社ということに対しましては、一つの考え方として一本になると官僚新制ということになつて、民営の持つておるよさが殺されるといふよう考へ方の上に立つてのやはり反対の意見もありますので、そういうのをやはりいますぐ政府で無理にやろうとしましてもできることではございませんので、いわゆる運航の協調体制を整えてやつておるうちにそういう問題も解決がついていく、こういう考え方方に立つてしまふ集約化といいますか、再編成の方向を進めておるわけでござります。

うです。また、日本に対する上海——東京間の空路の新設要求、そりいつたいろいろな要求があるようですが、それがあなたにはまず航空協定を二国間協定でござりますので、関係の国との締結をはかる必要が御指摘のよろにあるわけでございます。昨年におきましては、御承知のように、日米間の航空協定の改定をしていただいたわけでござりますが、本年におきましては、さらに東南アジア地域並びに将来南米あるいはアフリカ地域といふようなふうに逐次この空路の伸長をはかる必要があるわけでござりますが、それにつきましても、先ほどおきましては、日ソの航空協定の締結をいたしまして、日ソ間の航空路をことしの夏以降開設をする運びになつておるわけでございます。われわれといたしましては、さらに東南アジア地域並びに将来南米あるいはアフリカ地域といふようなふうに逐次この空路の伸長をはかる必要があるわけでござりますが、それにつきましても、先ほどおきましては、日ソの航空協定の締結をいたしまして、日ソ間の航空路をことしの夏以降開設をする運びになつておるわけでございます。われわれといたしましては、さらに東南アジア地域並びに将来南米あるいはアフリカ地域といふようなふうに逐次この空路の伸長をはかりながら、逐次協定の締結を促進したい。なお同時に、従来締結しております協定の付表改定を行ないまして、便数の増加等も逐次はかっていく必要がある。南回りのペキスタンとわが国との関係についても近く交渉を始めると予定にいたしておりますので、それらの交渉を通じてわが国の定期航空運送事業の内容の改善をはかつてまいりたいと考えておる次第でござります。

○多田省吾君 フランスから、もし上海から東京への乗り入れの問題が要求された場合どうなさるか。それから中國に対する上海あるいは北京等の乗り入れをこれからどのように促進していくか、その具体策を簡単にお答え願いたい。

○政府委員(佐藤光夫君) 日本とフランスとの関係は、午前中御説明申し上げましたように、

卷之三

すでに協定を締結して南回り便を相互に実施しておるわけでござります。ただ中国本土を経由するかどうかという点につきましては、これもけさほど御説明しましたように、まだ実はその条件になつておりますので、われわれとしては、逐次事態の推移を見ながら慎重に対処していくといふ態度をとっているわけでございます。したがいまして、フランスの中国本土經由の基礎となる日中間の航空協定あるいはこれにかかる民間の商務協定等につきましてもまだわがほうからこれを積極的に取り上げて実施に移すというような段階にはなつていないとふうに承知いたしております。

○多田省吾君 次に、本法案で港湾審議会の所掌事務の改正についての案が出されております。その問題で二、三お尋ねしたいのでござりますが、港湾審議会の所掌事務の改正の問題につきまして、第一点は、本問題に関する重要事項について、昭和四十三年三月三十一日までの二年間に限り調査審議することにする、この二年間に限つた理由。それからもう一点は、具体的な港湾運送事業の合理化はどうなのか、その二点をお尋ねしたい。

○政府委員(佐藤鑑君) これを二年間に限りましては、御承知のように、最近におきましては、港湾の輸送量といふものがふえてまいつておりますし、近代化といふのが非常に急がれておるわけでございます。一方、港湾労働法の施行といふものもこの七月から全面的に行なわれることになつております。これと平仄を合わす上からも近代化が急がれておる、こういうことから二年といふものを限つたわけでございます。

なお後段の点でございますが、港湾運送事業の近代化につきましては、昭和三十九年の三月三日に内閣に置かれました港湾労働等対策審議会の答申がございまして、この中で港湾運送事業の近代化というものを業の集約と一貫作業体制の強化と申します。この点において答申されておるわけでございまして、

これを実施していくために港湾運送事業法の一部改正によりまして免許基準を引き上げ、また、一貫体制を強化するということを盛りまして、これが御審議を願つておる段階でございますが、実際の集約といふものを具体的にどのように行なつて、いかが、一つの港におきまして適正規模というものがどういふものであるか、こういふようなことを具体的に御審議願つて、集約といふものの方向を強化していくたいということが一点、それから料金につきましても答申の中で適正な料金体系と率的運営といふものについての具体的方策、こういふものをお望しておるわけでございまして、この料金制度についての改善策、さらには埠頭の効率的運営といふものについての審議をしていただきたいと、かように考えておるわけでございます。

○多田省吾君　港湾運送事業の合理化、近代化のために、いまも港湾運送事業法の一部を改正する法律案といふものが提出されておりますけれども、この中で一点お尋ねしたいんですが、免許基準を整備する、免許の基準をいわばきつくするようになしたいという御意向のようでありますけれども、それが今までの既存の業者に適用されないで、新しく申請される業者にのみ適用されるということになりますと、結局免許基準の整備の意味が著しく薄れるような感じでござりますけれども、どうして既存業者に適用されないのか、その点をお尋ねしたい。

○政府委員(佐藤善君)　港湾運送事業法におきまして、免許制度といふものを取り入れられましたのが昭和三十四年の改正からでございます。この昭和三十四年に免許制度といふものに切りかえられましてから、既存業者の免許切りかえの終了が実は昭和四十年の六月までかかるでござります。このように、非常に多数の店舗がございまして、多数の免許種類もございまして、これを軌道に乗せるのに昭和四十年までかかり、こういう実情でございます。それまでの届出制だった業者の数も一応整理されたわけございますが、先ほど申し上

港湾労働等対策審議会の答申に基づきましてさらには集約化ということが強調されておりますので、一方においては新しく免許を受ける者については基準を引き上げる、さらに既存の業者につきましては免許基準の引き上げということではなくて、十六条にござりますように、直営率を高めるということ、また下請について制限をすると、もうことで、こうしたことによつておのずから業の規模といふものを大きくしていきたい、また、その具体策については、先ほど御指摘がございました港湾審議会の中の港湾運送部会といふものの答申を尊重してやつていただきたい、こういうように考えておるわけでございます。

○多田省吾君 最後にもう一点お伺いしたいんですが、運輸省では四十一年度における海運の国際収支の見通しといふものをこの前発表されたたとえあります、四十年度におきましても、海運の国際収支といふものは外航船を非常に大量に建造したにもかかわらず、相当大きな赤字になつておりまして、本年度も改善を見込んでいたながら相当な赤字が出そうだといふ見通しでございますけれども、それに対する対策、それからどうしてそうなつたのか、この二点をお伺いしたいと思ひます。

○説明員(沢雄次君) お答え申し上げます。海運関係の国際収支の改善につきましては、現在は廃止になつておりますが、さきに制定されました中期経済計画によりまして、大体三十九年度の国際収支の赤字をこれ以上悪化しないといふことで、三十九年から四年間に七百四十三万トンの船を建造して、四十三年度も大体三十八年度と同じ赤字にとどめようといふことで計画を進めてまいりましたわけでございます。で、船の建造のほうも順調に進んでおりますが、貿易の伸びが当時予想いたしましたよりも輸出入の量が多くなったなどいろいろなことが一つ、それからいま一つは、昭和四十年度におきまして、世界的に海上運賃が諸般の情勢から非常に高騰いたしまして、そのため外船に

が、四十年度において海運関係の国際収支の赤字が予想より若干悪くなつた原因でござります。これは四十一年度、四十二年度、目標年次の四十三年度には予定したとおりのバランスにとどまるであろう、このように見ております。

○中沢伊登子君 いま多田さんがいろいろ質問されておられましたが、私も港湾審議会のことについてちょっとと一点質問させていただきたいと思います。

今度、港湾審議会に新しく運送部会を設置されるようございまして、今までの計画部会、管理部会、これと三部会で今度は審議に当たるということになりますけれども、この新設の運送部会には当然港湾の輸送に直接の関係のある労働者代表を含むべきであると考えますが、いかがでございますか。

○政府委員(佐藤謙君) 新しくできます港湾運送合理化部会には、港湾労働者の代表も委員になつていただきたいと、かように考えております。

○中沢伊登子君 その際、港湾労働者のほうはもちろんござりますけれども、船舶の運航に従事する海員側の代表も加えなければ私は意味がないと思うのですが、いかがですか。

○政府委員(佐藤謙君) 港湾運送部会におきまして、現在委員として考えておりますものは港湾運送事業者の代表でございます。これは御承知のように、一般港湾運送事業者、それから船内荷役事業者、はしけ運送事業者、沿岸運送事業者というようにいろいろな専門業者がございますので、それらの代表と、全体を一まとめていたしまして協会の代表五名を考えております。それから船舶運航事業者、これは船主でございますが、これから二名、それから荷主といたしまして製造業者と貿易関係者からおのれの二名、次に港湾労働者の代表として二名、それから港湾管理者が二名、学識経験者が二名、関係行政機関といたしましては、運輸、大蔵、通産、労働各一名、こういう内容でやつていただきたいと考えております。

がございましたのは船舶の運航でございますか。

○中沢伊登子君 船舶の運航に従事しておる海員側ですね。

○政府委員(佐藤篤君) 実はこの港湾運送部会のやります内容が、主として港湾運送事業の内容をやりますように集約し、責任体制あるものに持つていいところかということでござりますので、船のほうの海員組合の方の代表者といふものは考へております。

○中沢伊登子君 では次に、今度、本船の造船業の近代化について小型造船業法案といふのが出でておりますね。そのことに対しても一つ御質問したいと思いますが、いままで何といいますか、零細造船業といいますか、そういった人たちがすいぶんほつたらかされていたと思うのですけれども、今度この法案で二十トン以上、五百トンまでの木船の製造あるいは修繕を行なう業者が相当今度は潤わされるのじやないかと思ひますが、それについてこの中で、この法律を適用するのに二年猶豫する所存でありますといふことをこの間おっしゃられたのです。それを具体的に説明していただきたいと思います。

○政府委員(深草克巳君) 相当の局長参つておりますが、今度の新しい提案されております法律の趣旨は、中小の一これは大きな造船は造船法とらえておるわけございますが、中小の造船業につきましては法律でとらえておりませんで、それを特に最近木造船を中心としたしまして需要も減退しておりますし、また内航海運との関係もございまして、非常に一部疲弊をしつつあるといふようなことで、特にこれの集約、あるいは需要の減退のために技術が非常に落ちておるといふ点もございまして、そういうものを救済するため一方では届け出をさせまして、秩序立つた規制をいたしたいといふこと、うらはらいたしましたして、技術あるいは設備の面につきまして、法律で規制をいたしまして、その条件に合致したもの届け出させるというようなかつこうに

持つていったわけでございます。その間のいろいろな助成でございますが、御承知のように、中小企業近代化促進法によります指定業種にもなつております。これに従いまして融資の道を講じて施設を改善するとかあるいは――主任技術者を今度の法律では置くことになつておりますが、これまた相当の技術を要しますので、現在の工員の中から船舶振興会によりまして技術の講習をいたしました

て、技術のレベルアップをいたしましたして、法律の期待にこたえさせるというような方法を用いました。この法律の趣旨の実現をはかりたい。したがつて、そいつた施設の面の猶予期間あるいは主任技術者の養成の関係の猶予期間、この両面から猶予期間を置いたわけでございます。

○中沢伊登子君 今度は質問が変わりますけれども、タクシーのことについて一つ質問させていただきます。大阪、福岡、東京等でタクシーの値上げの申請が相次いで起つてきましたが、政府は三月二十六日の臨時物価対策審議協議会でまず東京のタクシー料金の値上げを認めない方針を決定されました。この方針に変わりはございませんか。

○国務大臣(中村寅太君) 変わりはございません。中村寅太君の質問の増車の問題について、わりあい正確に大臣から御答弁がありましたが、従来のタクシー業者の増車の問題についてだいぶ陸運局のとつた態度といふものについてだいぶ突つ込んだ質問がございましたけれども、一点点だけ山本君の質問の確認だけをさせていただきたいと思います。大臣の前回の答弁について自動車局長は、大臣の答弁があつたにかかわらず、陸運局长の意向を聞いて善処するような答弁がありましたけれども、これは大臣の答弁を答弁として、それがによって年内といふが、十二月といふことではなしに、早急にその措置を行政指導としてやりたまし、こううことで私は理解をしたいと思うのですが、この点について大臣の再度の御答弁をお願いします。御答弁を願いたい。

○政府委員(深草克巳君) 大臣のお話の前に、私が実は昨日大阪の陸運局長に電話しましたが、これがまた結果を申し上げます。現在すでに増車を前提とした各事業所の監査を実施でございました。これが五月、六月、二カ月程度はかかるところにはできるのではないかということを申しておられますので、その点をお伝えいたしておきます。

○国務大臣(中村寅太君) 大阪は、御承知のようになりますと、いまの状態ではやはりタクシーの

る次第であります。

○中沢伊登子君 それでは、タクシー業界の今後あり方を検討すると政府のほうでは言っておられます。将来のタクシー業界のあり方をどう見直すことかと/orするか、事業免許制をやめて自由競争とか許可制とかにするということでござりますが、いかがでござりますか。

○国務大臣(中村寅太君) 基本的にはいまの制度を、免許制をはずるとかあるいは認可制をやめるとかいうことは考えておりません。

○北村暢君 私は前回の山本委員の中小企業のタクシー業者の増車の問題について、わりあい正確に大臣から御答弁がありましたが、従来の

に大臣から御答弁がありましたが、従来の

もないわけであります。航空保安要員の充実については、審査の過程において約百三十名の凍結され解除してこれに当たる旨の大臣の説明がありましたが、これはさしあたり実施すべき

自然の措置であって、航空安全のための適切な定員の確保、航空行政の組織等については、抜本的措置が必要であることは申すまでもないわけあります。私は、本法律案においてこのような航空安全対策の裏づけとなる改正が十分行なわれていないといふ、こういう見地に立つて、遺憾ながら本法律案に反対するものであります。

○委員長(熊谷太三郎君) ほかに御意見もないようございますから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

運輸省設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

○委員長(熊谷太三郎君) 挙手多数と認めます。よつて、本案は、多数をもつて衆議院送付案となり可決すべきものと決定いたしました。

八田君から発言を求められておりますので、これを許します。

○八田一明君 私はこの際、ただいま可決されました運輸省設置法の一部を改正する法律案に対し、自民、社会、公明、民社各党共同提案にかかる次の附帯決議案を提出いたしたいと存じます。

運輸省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案を朗読いたします。

最近の度重なる航空事故の発生にかんがみ、政府は、この際航空保安の万全を期するため、航空保安要員については、すみやかに凍結欠員の解除等の措置を講じてその充実を図るとともに、施設、組織等についても再検討を加え、事故防止のため最善を尽くすべきである。

航空交通については、その安全といふことが最も重要であることは言ふまでもありません。最近

のたび重なる大きな航空事故を見ても、その感をもつて熱心な質疑が重ねられたのであります。

審査におきましては、本法案の審査におけるための対策につきましては、本法案のを確保するための対策につきましては、本法案の

一そら深くするものであります。航空交通の安全を確保するための対策につきましては、本法案のを確保するための対策につきましては、本法案の

有する者」というふうなことの裏には、いま申し上げましたように、そういうふうなことを一応あります。もう一つの点は、「委員は、その業務にあり、かつ、行政運営の改善について理解と熱意をもつておられます。すなわち、「社会的信望がある」とを痛感する次第であります。したがつて、これらに關する点の善処方を強く政府に要望するものであります。

以上が本決議案を提出する理由であります。

○委員長(熊谷太三郎君) 別に御発言もないようございますから、八田君提出の決議案の採決を行ないます。八田君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(熊谷太三郎君) 別に御発言もないようございますから、八田君提出の決議案の採決を行ないます。八田君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(熊谷太三郎君) 挙手多数と認めます。よつて、八田君提出の決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し中村運輸大臣から発言を求めておりますので、この際、これを許可いたします。中村運輸大臣。

○国務大臣(中村寅太君) ただいま決議されました附帯決議につきましては、航空事故防止の観点からその趣旨を尊重いたしまして、全力を尽くしてまいり所存でございます。

○委員長(熊谷太三郎君) それでは、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○伊藤頭道君 いま私がお伺いしたのは、名譽職的な権威高いものとして社会的地位を明確にする行政委員の各位に対し、この際訓令によらない法律に基づく立場で権威づけたい、名譽職としての員等の方々もすでに法律によって権威づけられている、しかも、非常な行政改善につきまして功績をあげられ、また非常に御苦労をかけております

○國務大臣(福田篤泰君) 御案内のとおり、従来の行政相談委員のあり方は訓令によるわけでございません。それでは、人権擁護委員あるいは民生委員等の方々もすでに法律によって権威づけられています。しかし、非常な行政改善につきまして功績をあげられ、また非常に御苦労をかけております

○伊藤頭道君 いま私がお伺いしたのは、名譽職的な権威高いものとして社会的地位を明確にする行政委員の各位に対し、この際訓令によらない法律に基づく立場で権威づけたい、名譽職としての員等の方々もすでに法律によって権威づけられています。しかし、この点は、この委員は國から報酬は受けないんだということを規定しておるわけでございません。そういう性格のものではない。普通の場合でござりますれば、公務に従事すれば当然にそれに對する給与を受けるということが一般的な場合でございますが、この点は、この委員は國から報酬は受けないんだということを規定しておるわけでございません。そこで、このことを規定するのは一応相談委員は名譽職という規定はございませんけれども、われわれは一応相談委員は名譽職的な地位に立つ人であるというふうに考えておるわけでございます。

○伊藤頭道君 これは、戦前ならば話は別ですが、いまごろの時代に名譽職的な委員の制度を設けて國が委嘱するというのはどういうものか、どうも納得しがたい節があるわけです。そこでお伺いするわけですが、こういうような例が最近に行なわれているものがあるかどうかということ、もし他にもそういう例があるあるならば、ひとつ具体的にお示しいただきたいと思います。

○政府委員(稻木進君) この法案の中には直接的に名譽職とするといった条文は書いてございません。ただ、この法案の全体を通じてそういう趣旨のものであるということが大体察知できるといふふうに考へておられるわけだと思います。その第一

速記をとめて。

〔速記中止〕

と、人権擁護委員といふ制度がございますが、人権擁護委員の場合におきましては、業務は法律に定められた仕事を実施するわけでありまして、そういう意味合いでおきましては、当然に国家公務員の身分を持つといふような解釈ができるわけでござりますけれども、この法律におきましても、人権擁護委員については國家公務員法の適用はないといふふうな規定があつたと思ひます。

それから、民主委員につきましても、同じような公務に従事するわけでございますけれども、やはり国家公務員ではないといふように解釈されておるわけでございます。それで、やはりこうした委員につきましては、一般的にそれぞれの法律で名譽職であるといふことははつきりたつてございませんけれども、名譽職的な地位にあるといふうに一般に理解されていると考えております。

○伊藤顯道君 どうも、この名譽職的といふことについては、なお論議があると思うのですけれども、なお、それと並んで、「権威高いもの」という表現が使われておるわけです。そこで、「権威高いふうの」とは具体的にはどういふことをさすのか、この点をひとつ御説明いただきたいと思います。

○政府委員(稻木進君) 権威の高い委員といふうに、提案理由の説明で長官から申し上げたことは、従来の行政相談委員は行政管理府長官の訓令に基づいて設置をしておつたわけでございました。それを今回行政相談委員法を制定していただきまして、その法律に基づいて業務を担当していただくということになりますと、従前の訓令に基づいて委嘱した場合に比べて、はるかに社会的にも、また一般対外的に、いろいろほかの行政機関との関係におきまして、非常にその地位が高く評価されるといふふうな認識のもとに、「権威あるもの」というふうにわれわれは考えておるのでございまます。

○伊藤顯道君 従来の委員に比較して、この法案が通れば法律による委員になる。そういうことはよくわからますが、そこで、この法律の成立に伴つてできた委員のあるいは職務権限、業務の範

囲、こういうもの等について従来のそれと比較してひとつ具体的に御説明いただきたいと思いま

す。

○政府委員(稻木進君) 従来の委員は、国民から

の行政に関する苦情を聞いてもらつて、そし

て、その苦情の内容を、行政管理庁の出先機関であります管区あるいは地方の行政監察局長のほう

に連絡をするということを本務としてやつていた

だつておつたわけでございますが、今回この法案

に盛られました相談委員の職務の内容としまして

は、たとえば軽微な事案あるいは相談委員限りに

おいて処理できる、まあ扱うことができるよう

事案については、一々行政監察局のほうに連絡を

しなくとも、直ちにこれを処理するといふよ

うな権限と申すとおかしいのですが、そういうよ

うなことをやつていただこうということを法律に

書いておるわけでございます。たとえば相談を申

し出た人からいろいろ事情を聞いて、そうして、

それについて相談委員の方々の知識であつていろ

いろと、ああしたほうがいいじゃないか、あるい

は、その問題はどうぞこの役所へ行つてこういふ

ふうな手続をとれば処置をできますよといつたふう

いろいろな助言をするといふことが一つ、それ

から、この本人が直接そないうふうにやりにくい

というような場合には、相談委員が

一々監察局を通じないで、その当該関係のある役

所のほうに本人にかわつて連絡をしてあげる。そ

うして、その役所と直接相談委員が話しあつて解

決をしてもらうといふうなことを、この法案に

委嘱した場合に比べて、はるかに社会的にも、ま

た一般対外的に、いろいろほかの行政機関との関

係におきましても、非常にその地位が高く評価されるといふふうな認識のもとに、「権威あるもの」というふうにわれわれは考えておるのでございまます。

反対があつたために、当初の原案からかなり後退したものになつてしまつたと、そういうふうに承知しておるわけです。その反対されたといふことは問題点は一体那邊にあつたのか、この経緯についてひとつお伺いしておきたいと思うのです。

○政府委員(稻木進君) 関係する省は、この行政相談といったふうな性質の仕事でござりますので、各省はとんど全部に関連があるといふことに

なるわけでござります。われわれこの法案を立案する際におきましては、それぞれ関係省にいろいろ折衝をし、また意見を述べ合つて、そしてこの法律を立案したわけでござりますが、いまお尋ねになられました自治省並びに大蔵省のほうに

おきまして、いろいろ意見があつて、この案が当初の行管で考えた案よりも相当後退して、いるの

じやないかといふうなお尋ねでござりますが、

私ども必ずしもそういうふうには考えておらない

わけでございます。もちろん、自治省なり大蔵省

なりの方面におきましていろいろ意見もありまし

たが、一応いろいろと折衝をしていく過程におき

まして、両者のほうとわれわれのほうの側との意

見も大体一致したといふうな点がこの案でございまし

て、大蔵省等におきましては、特にこういふう

な法制化によって、将来の問題として、たとえば

急激な予算の増加といふうなこともいろいろと

当然に気を使われておるわけでござります。

まあ、この問題につきましては、別段大蔵省との間

において将来予算のことについてこういふうな条件と

いうようなものは別段何もございません。ただ、

自治省が心配しておりますのは、市町村がこの行

政上の問題について、その住民の苦情といふよう

なものには市町村が当然に関心を持つておるわけ

でございます。したがつて、その市町村におきま

して、住民の苦情についての公聴活動といふも

のには相当力を入れてやつておるわけでございま

す。問題は、そういうふうな市町村がやつており

ます公聴活動と、われわれ行政管理庁がやります

行政苦情相談といふうなものが、何と申します

か、食い違ひの起こらないようふうに運営を考

えていかなければならぬ。われわれは、その点もしこくもつともな点であるといふように考えてお

ります。私ども、まだ法制化が実現していない現

在の段階におきましてもその点は常に非常な配慮

をいたしておるつもりでございますし、幸いにそ

の点では比較的うまくいつておる、特別なトラブルといふうな問題はまだ一度もどこでも起こし

たことはないといふうなことになつておるわけ

でございます。ただ、将来の問題としまして、自

治省はいま申し上げましたような面における杞憂

を持っておるということがありますので、われわ

れその点についてはそう心配はないといふことを

説明すると同時に、今後もそういうことの起こら

ないよう十分配慮していくつもりであるといふ

ことで、大体了解を双方につけておるといふふう

に考えておるわけでございます。

○伊藤顯道君 御説明を承つておると、何もな

かつたといふうな印象を受けるわけですが、し

かし、当初の原案から相當後退したものになつて

おるといふことは、これは事実ではなからうかと

思ふ。そろだとすると、そこには何か問題点が

あつたに違ひないわけですね。しかしながら、い

ま御説明を承つておると、たんたんとして多少の

意見のそこがあつた程度だけれども、それは話し

合いでもみんな両者納得した、至つてスムーズに進

んできたような印象を受けるわけです。事実はそ

うではないでしょ。相当問題があつたのじゃな

かるうかと思うんです。そういうことを率直にひ

とつお聞かせいただきたい。それなら申し上げま

すけれども、私どもこの行政相談委員のこの法案

に反対するものではないんです。むしろわれわれ

は、当委員会で従来から、これは法制化すべきで

ある、むしろわれわれのほうから強く要請を続け

てきたわけで、衆参の内閣委員会で、したがつてごかいだといふ。そういう頭で答弁されると、いま御答弁があつたよふうな、問題は至つてスマーズにやつてきた、そういう印象を受けるような御答弁になるわけです。そういうこと

一六

はいささかもわれわれは問題にしないわけです。ただありのままを、審査の経緯ですね、立案過程における経緯をありのまま承りたいと思ったわけです。安心してありのままを大胆率直に御答弁を聞かせいた。だきたいと思います。そうでないと、この審議はいささかも進まないことになります。

るいは迅速化、こういう意味で私ども相当に評価しておるわけです。したがつて、特にこの苦情処理についてはそういう感が深いわけです。いろいろの国民にわだかまつておるいわゆる不平不満、苦情、こういふものを行管が特にこういう行政相談委員といふ制度によってこれを解消していく。

御説を伺つておりますが、私ども感激しております
けであります。まことに御指摘のとおりであります
して、いままでの実績を見まして、昭和三十一年
年に三派超党派的な提案で設置法の中に所管業務
として明記せられ、さらに三十六年から行政相
員制度が確立いたしまして、わざかな期間でそ

ても、いわゆる団体委任の業務といふものにつきましては、一応行政管理庁の行政相談業務としていわば対象外的な扱いにいたしておるわけでござります。しかし、機関委任事務につきましては、当然行政相談の案件の対象として考えており、また、そういうふうに処理してまいりておる

○国務大臣(福田兼義君)　率直に申しまして、確かに大蔵省あるいは自治省から、いろいろ懸念があり、また、疑問も提出されたことは事実であります。たとえば、大蔵省で、税務署に関する問題でも、もしこれが苦情相談委員が税理士的な役割りを演じたときには非常にトラブルが起るこという心配

地方を回っても相当の成果をあげておることをわれわれは確認しておるわけです。したがつて、そのことは各省厅から見ると、何と申しましょうか、ちょっとと支障になる存在であろうと思つんですね。解決のために行政相談委員のほうからいろいろむつかしい問題を投げかけられる。しかし、

具体的な国民生活に直結した大きな政治不満が、すでに昨年だけでも取り扱い件数は一万二千件という数にのぼる。内容を見ましても、あるいは行政に対しての苦情といふものが全国的に取り上げられて、非常に重要な任務を遂行しつつあるわけであります。したがいまして、その業務

の点につきましては同じように考えておるわけでござります。ただ相談委員が扱う場合におきましては、そりやうな市町村役場等において処理している業務につきましては、先ほどちょっと申上げましたが、市町村がそれぞれ公職活動をやめわけでござります。今後といえども、私どもはおこづかいでござります。

があつたようであります。並びに自治省におきましても、地方自治団体に直接関連した行政相談を担当した場合には、地方の自主性の立場からいつでも困るんじゃないかという心配があつたようであります。前者につきましては、ただいま局長からあります。

せつがく行管が存在しておって、しかも、こういう苦情処理の行政相談委員というそういう制度が、せつかくあるわけですから、そのためにはたとえ各省が反対しようとも勇敢にこれを突破して、本来の使命達成のために邁進する、そういう責任があ

の範囲なりあるいは程度といつてもが広くなればなるほど、もちろんその力を出すわけあります。御指摘のような方向において今後もいろいろ検討し、実績を見ながらやつてしまいたいと思います。その点は今後とも——おそらくこととしては

り、また苦情の窓口をそれぞれ設けておる場合がありますので、そういうような市町村の一般でござりますので、そういうふうな相談委員のほうにそういうふうな市町村の窓口を積極的に設けている苦情処理、苦情相談の窓口を積極的に活用する。したがつて、相談委員のほうにそういうふうな案件が参りました場合には、なるべく

うに直接的問題にしまつたるは、直接的理性的な方法を用ひ
りをすることは不適当である。われわれはやたらに
いといふことを明確にし、さらに後者の点につきま
しては、各市町村はすでに行政の処理制度が相
当整っております。これを尊重して、むしろ協力方
の立場にいくたてまでからいけば、われわれは直

どうかと思うんです。行政の存続を読む以上で
すね。そななぐしては行管の存在価値はないと思
う。ただ通り一べんの、たとえば行政の監察を
やつて勧告をする、それがそのまま勧行されない
ようでは、監察をやつても意味がないわけです。
この行政相談の問題も全く同じことが言えると思

万件をこすのじないかと想像いたしておりましたが、毎月専門家も置きましてその内容を整理すべき、そしてまた中央並びに地方に対する行政監察とも密接に連絡させながら内容を分析し、研究いたしておりますので、御指摘の点につきましては、十分積極的な考え方で検討させていただきたい

くそちらのほうに回して、第一次的にはそちらのほうで処理していくだく、こういう考え方でおるわけござります。ただ、そちらのほうに回していくいろいろあつせん処理をやつてもらつて、なおかつ、申し出人が納得できないような問題につきましては、行政管理庁のほうに連絡をしてもらつておる

接地方自治団体の市町村に関する行政苦情はわれわれとしては取り扱わない。ただ、実際問題としてではこれに協力するたまえから、場合によっては窓口に連絡するとか、あるいは適切な方面を指導するとか、そういういわば連絡、取り次ぎの立

うんです。そういう意味から、法制化の立案過程で、最初の、いわゆる当初の原案がおそらくこれは行管の本旨とするものであつたと思ふんです。それが各省の反対でいささかなりとも退歩、後退したことであれば、これはきわめて遺憾であ

○伊藤頭道君　この苦情相談については、国の委任事務がある関係上、従来は地方公共団体——県とか、市町村に対する苦情相談も相当あつたわけです。そのことはわれわれも現実について承知

今度は行政監察局としてその扱いをやつていきた
いといふうに私どもは考えておるわけございま
す。

場に立つと、いうことを明確にしまして、両省とも
了解をして、両者この点ならいいんではないかとな
うことを言って、現在の提案をし御審議を願つてお
る法案ができるたどりことは事実でございま
す。

ると指摘せざるを得ないですね。そういう意味でお伺いしておる。前向きの姿勢でお伺いしているわけです。そういうわけなので、こういう原案になつておるわけですから、ひとつそのことで満足せずに、さらに前向きの姿勢でこれを強化改善の方

ておるのでですが、今後これらをどういうふうに取り扱うのが、その点について伺いたい。

が、政令で定める特殊法人はどの程度の範囲とされてよろしいのか。

○政府委員(稻木進君) 今後なお十分に検討したいとは思つておりますが、現在の段階におきまして私どもがとりあえず考えておりますのは、たと

○伊藤謙道君　長官の御答弁でややその点が明らかになつたわけです。ひとつ今後の御答弁はあります。そのまま大胆率直に御答弁いただきたいと思います。そうすることが審議を進める唯一のやえんになります。なろうかと思ひます、そういう意味で、大体行管の使命は、行政の民主化とか、あるいは簡素化化

向へひとつ一段と努力が望ましいと思ふのです。そのことについてひとつ長官の決意のほどをこの際お伺いしておきたい。

に扱つてもらつております案件については、国の行政機関がやつておる業務と、市町村等がやつておる業務との区別といふものは、別に考えていいなかつたわけでございます。ただ、従前といふども、府県なり市町村のいわゆる国有事務の問題あるいは法律に基づいてやつておる業務であります。

えは三公社。これはいわゆる特殊法人の中に入る
わけであります。が、特に国鉄、電電の関係の業
務、これは国民に非常に密接に関連のある仕事で
ござりますので、これは当然に対象に入ると
ふうに考えております。そのほか、公団あるいは
事業団、あるいは公庫、こういろいろなところでも

やつております業務につきましても、国民生活に

関連が相当あるので、これは政令であつて指定し

てやはりこの中に取り入れていきたいというふうに考えております。

○伊藤頭道君 時間の関係で、本日はあと一点だけお伺いして私の質問を終わりたいと思います

が、委員の性格について、先ほど一部御指摘もございましたけれども、なおお伺いしておきたいと思ひます。従来は非常勤の国家公務員といふうに解釈されておつたようですが、今後はその性格をどのように解釈したらよいのかということと、これと同じ性格を持った各種委員等の例が他にもあるかどうか、もしあつたとすれば、それはどういうものか、こうしたことについてこの際お伺いしておきたいと思うのです。

この程度にいたします。
本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十二分散会

○政府委員(稻木進君) 法律上の性格につきましては、ただいま御審議をいただいておりますこの行政相談委員法に書きました相談委員は、これは国家公務員ではないというふうな性格を持つている。それから、そのほかの委員についてのお尋ねでございますが、民生委員、これは相当昔からございますが、これは公務員ではないというふうに一般的には理解されております。それから人権擁護委員、これにつきましては、実はいろいろと議論が分かれているところでござりますが、しかし、これには明らかに法律で国家公務員法は適用しないということの規定がござりますので、それは国家公務員であるけれども、国家公務員法を適用しないのか、あるいは国家公務員じゃないから当然に国家公務員法が適用かないということを念のために書いたという条文であるのか、これにつきましては実は法律解釈上議論があるところでござりますので、私どももいまここで確定したことは申し上げることはできません。しかし、民生委員につきましては、これは有権的に国家公務員であるいは地方公務員にあらずというふうに一般的に承認されているというふうに考えております。

○委員長(熊谷太三郎君) ほかに御發言もないようだと言ひますから、本案につきましては本日は

昭和四十一年五月十九日印刷

昭和四十一年五月二十日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局